

国民健康保険・後期高齢者医療制度に関するお知らせ

◆新しい保険証を簡易書留で送付します

新しい保険証は、7月上旬から順次、簡易書留で送付し、7月末までに届く予定です。

配達時に保険証を受け取れず、不在連絡票が手元にある場合は、次の場所で受け取ってください。

7月31日(水)まで…土浦郵便局(城北町)で受け取り

8月2日(金)から…国保年金課窓口で受け取り

※受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

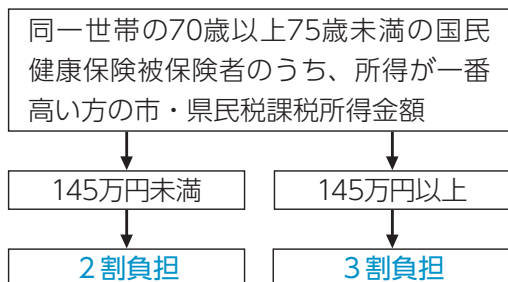
国民健康保険に加入されている方へ

☎国保年金課国保賦課係(☎内線2296)

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合について

対象の方には、保険証に高齢受給者証が一体化された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。自己負担の割合は、そちらに記載されていますので、ご確認ください。

負担割合の判定方法



判定が3割負担の方でも、次のいずれかの条件を満たす場合、2割負担となります。

- ・世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が1人いて、その方の年収が383万円未満の場合
- ・世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が2人以上いて、その合計年収が520万円未満の場合
- ・世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療制度被保険者がいて、その合計年収が520万円未満の場合

※未申告の収入があった場合または修正申告により収入が変わった場合は、負担割合に影響することがあります。

国民健康保険税について

※令和6年度の納税通知書は7月中旬に送付します。

◆令和6年度の国民健康保険税の内訳と計算方法

区分			【ア】所得割(所得に対して)	【イ】均等割(1人あたり)	課税限度額
国 保 税	①医療分	医療費給付などにあてるもの	7.11%	37,000円	65万円
	②支援分	後期高齢者医療制度を支援するもの	2.90%	15,000円	24万円
	③介護分	介護保険料(40歳以上65歳未満の方のみ対象)	2.38%	18,000円	17万円

$$\begin{array}{l} \text{①医療分} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等} \\ \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{②支援分} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等} \\ \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{③介護分} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等} \\ \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} \end{array} = \text{国民健康保険税額}$$

◆国民健康保険税の軽減・減免

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

市・県民税の申告などに基づき、世帯の所得が一定額以下の場合には保険税が軽減されます。ただし、所得がなかった方も、申告をしないと軽減の適用を受けられませんので、必ず申告をしてください。

国民健康保険税と医療費の一部負担金の減免

原子力発電所事故にともなう避難指示により転入された方、災害によって資産に重大な損害を受けた方、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険税や医療費の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

本市独自の負担軽減措置

子育て世帯の負担軽減のため、令和4年度から国で制度化された未就学児の均等割5割軽減に加えて、市の基金の活用により、7歳から18歳までの均等割についても、5割減免します。

◆新しい保険証の利用開始は8月1日からです
保険証が届いたら、記載内容を確認してください。
※有効期限が過ぎた保険証は、自分で処分するか、
国保年金課、各支所・出張所に返却してください。

◆12月2日からは保険証は発行されません
12月2日からは、マイナンバーカードを健康保険
証として利用することが原則となります。今回発行
された保険証は、経過措置により、保険証に記載さ
れた有効期限まで利用できます。

後期高齢者医療制度に加入されている方へ 国保年金課医療福祉係 ☎内線2406

窓口での自己負担割合について

自己負担の割合は、1割(一般)、2割(一定以上の所得のある方)、3割(現役並み所得者)です。8月1日(木)から
の自己負担割合は、新しい保険証に記載されていますのでご確認ください。

新保険証(えんじ色)…有効期間8月1日(木)から 現保険証(紺色)…有効期間7月31日(水)まで

後期高齢者医療保険料について

◆保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被
保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合
わせた金額です。

1年間の保険料の上限額は、73万円(令和6年度に
新たに75歳に到達する方は80万円)です。

均等割額	+	所得割額
47,500円		(基礎控除後の総所得金額等) ×9.66%※

※基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は9.00%

◆保険料の軽減判定基準と割合

①均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等
の合計額が一定以下の場合、軽減が適用されます。

被保険者と世帯主の総所得金額等	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	7割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ [29万円5千円×世帯の被保険者数]以下	5割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ [54万円5千円×世帯の被保険者数]以下	2割

②被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養
者だった方は、加入後2年間に限り、均等割額が5割
軽減され、所得割額の負担はありません。

(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった
方は該当しません)

※①と②を比べて、軽減割合の高い方が優先されます。

◆保険料の納め方

次のいずれかの方法により、個人ごとに納付します。
保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

特別徴収(年金からの天引き)

対象 年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者
医療保険料と介護保険料の合計金額が年金支給
額の2分の1以下の方

※75歳になったばかりの方などは特別徴収になりません。

徴収月

仮 徴 収	4月	原則、令和6年2月の徴収額と同じ、もしくは、 前年度1年間の保険料の6分の1が各月 の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本 徴 収	10月	令和5年中の所得に基づく年額の保険料から 仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて 納めていただきます。
	12月	
	2月	

普通徴収(納付書または口座振替による納付)

対象 特別徴収に該当しない方

普通徴収の納期限

1期	令和6年7月31日	5期	令和6年12月2日
2期	令和6年9月2日	6期	令和6年12月25日
3期	令和6年9月30日	7期	令和7年1月31日
4期	令和6年10月31日	8期	令和7年2月28日

◆保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることができ
ない方は、減免の措置を受けられる場合があります。
減免について、詳しくはお問合せください。